

みなとみた

2012 4
No.91

一般社団法人 三田労働基準協会報

CONTENTS

労働ニュース ● 2~8

平成24年度東京労働局行政運営方針の概要(抜粋)

東京都の特定(産業別)最低賃金が上げられました／平成24年7月1日から従業員数100人以下の事業主にも改正育児・介護休業法が全面施行されます

東京労働局／三田労働基準監督署

ハローワークしながわインフォメーション ● 9~10

平成24年度の雇用保険率の改定について／雇用保険適用関係窓口からのお知らせ

コラム ● 11

いのち・シリーズ⁶⁹ 『ミラクルガール』

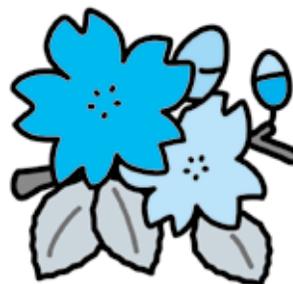
労働インフォメーション ● 12~13

「改正労働者派遣法」が成立しました／「労働契約法」「高年齢者雇用安定法」改正案が国会に提出されました／「有機溶剤中毒予防規則」等が改正されます

協会だより ● 14~15

4月1日から当会は「一般社団法人」へ移行しました

平成24年度定期総会開催のご案内(平成24年5月25日)
「精神障害の労災認定基準」説明会の追加開催とご注意について
三田労働基準監督署人事異動のお知らせ



平成24年度 東京労働局行政運営方針の概要(抜粋)

最重点目標とその取組

— 働くことがむくわれる社会をめざして —

誰もが健康で安心して働ける社会を実現するため、東京労働局、労働基準監督署及びハローワークは組織の総力を挙げて取り組みます。

◆ ハローワークのマッチング力を強化し、安定した雇用の実現を図ります。

- ・ 求職者ニーズの把握に努め、的確な求人開拓を行うとともに求職者個々の状況に応じたきめ細やかなマッチング支援を実施します。
- ・ 新規学校卒業者等の求人確保を図り、学校との連携を強化して学卒ジョブサポーターによる就職支援を実施します。
- ・ 企業の雇用管理の改善を図り、高齢者及び障害者の雇用を促進します。
- ・ 雇用保険制度の適正な運営により、労働者等の保護を図るとともに、早期再就職の実現を推進します。
- ・ 求職者支援制度等の活用により、雇用保険を受給できない方等への職業訓練による能力形成を通じ、早期就職の実現を推進します。
- ・ 労働者派遣法改正に関する動向に注視しつつ、派遣元事業主、派遣先、職業紹介事業者に対して、法制度の周知徹底、的確かつ厳正な指導監督を実施し、派遣労働者等の保護及び雇用の安定の充実に努めます。

◆ 働き過ぎ、賃金不払、解雇などの問題に、優先的に対応します。

- ・ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止、賃金不払残業の解消を図ります。
- ・ 賃金不払や解雇などの申告事案に、優先的に監督指導などを実施します。
- ・ 労働災害防止対策、メンタルヘルス対策などの推進を図り、労働者の安全と健康の確保に努めます。
- ・ 改定された最低賃金の周知・広報と履行確保に努めます。
- ・ 労働に関する相談に的確に対応します。

◆ 男性も女性も安心して働ける環境を作ります。

- ・ 妊娠、出産、育児休業等による不利益取扱、職場におけるセクシュアルハラスメント等に係る相談に、的確かつ厳正に対応します。
- ・ 改正育児・介護休業法の全面施行にあたり、中小企業を中心に、改正内容の周知徹底を図り、規定整備、制度の定着を促進します。
- ・ パートタイム労働者と正社員との均衡待遇の確保等を図ります。

1 労働基準の分野における重点対策

(1) 経済情勢に対応した法定労働条件の確保等

ア 局署の相談窓口においては、申告・相談者が置かれた状況に配慮して懇切・丁寧に対応するとともに、賃金不払や解雇などの申告事案については、優先的に監督指導などを実施する。

長時間労働、賃金不払残業などに関する投書等の情報については、その内容を精査した上での確に対応する。

イ 企業倒産により賃金の支払を受けられない労働者の速やかな救済を図るため、不正受給防止にも留意しつつ、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用を図る。

(2) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害の防止

ア 使用者、労働組合等の労使当事者が時間外労働協定を適正に締結するよう周知徹底を図るとともに、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めること等を内容とする限度基準告示に適合しない時間外労働協定が届け出られた場合には、限度基準を厳守するよう指導を行う。

また、長時間にわたる時間外労働の実効ある抑制を図るため、過重労働による健康障害を防止するため、労働時間、割増賃金等に係る労働基準法の規定の履行確保を図る。

イ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を確実に実施するよう徹底を図る。その際、50人未満の事業場に対しては地域産業保健センターの利用促進を図る。

ウ 監督担当部署、安全衛生担当部署及び労災担当部署間の情報共有化を図り、過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場、長時間にわたる時間外労働が恒常的に行われ過重労働による健康障害を発生させるおそれのある事業場などに対して指導を強化する。

(3) 労働者の安全と健康の確保

ア 死傷災害が2年連続で増加する中であって、第11次防計画の目標達成には、平成24年において、平成23年の休業4日以上死傷災害件数から概ね1割を減少させなければならず、極めて厳しい状況にある。目標の達成に向けて、特に第1四半期において災害防止対策を最優先に取り組みとともに、災害多発業種への指導等を重点的に実施する。

イ 労働災害の増加に歯止めをかけ災害減少に転換を図るため、平成24年上半年を中心として労働災害防止に向けた集中的取組を実施することとしている。このため、第1四半期においては、特に災害が多発している建築工事業、道路貨物運送業並びに第三次産業のうち小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業を重点業種として、監督指導・個別指導等を集中的に実施する。

また、労働災害防止に向けた大きな流れを作るため、「東京ゼロ災害運動」を立ち上げ、広く本運動への事業者、業界団体の参画を呼びかけ、災害防止活動の促進に関する広範な取組を実施する。

ウ リスクアセスメント等に係る第11次防計画の目標達成に向けて、集団指導、個別指導等を実施する。また、労働安全衛生マネジメントシステムについて、個別指導等の機会を通じて、計画的な周知・指導を行う。

エ 新成長戦略において示された「メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合：100%」との目標を踏まえ、メンタルヘルス対策の一層の推進を図るため「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等の周知徹底を図るとともに、これらに基づき、衛生委員会等における調査審議、事業場内体制の整備、教育研修の実施等、事業場内においてメンタルヘルスカケアが的確に実施されるよう、経営トップ等に対し指導を行う。

また、メンタルヘルス対策に独自の取組が困難な事業場に対してはメンタルヘルス対策支援セン

ターによる事業場内の体制作りに関する支援について教示し、また、50人未満の事業場におけるメンタルヘルス不調者の相談等に対しては地域産業保健センターの活用を促進を図る。

オ 職場における受動喫煙防止対策については、新成長戦略で示された目標「受動喫煙の無い職場の実現」に向けあらゆる機会をとらえて、受動喫煙防止対策の必要性を事業者に対して、周知・指導する。また、旅館業、料理・飲食店の事業場に対して、財政的・技術的支援の実施について、周知及び利用勧奨を行う。

(4) 最低賃金制度の適切な運営

東京地方最低賃金審議会の円滑な運営により、最低賃金法の趣旨に沿った東京都の最低賃金の適正な改正を図る。

また、改正内容の周知広報に努めるとともに、履行確保上問題があると考えられる地域、業種等を重点とした監督指導を行う。

最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業の周知に努め、円滑な実施を図る。

(5) 労災補償対策の推進

ア 労災保険給付の請求については、標準処理期間内の迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期する。

また、労災保険の窓口業務については、相談者等に対する丁寧な説明や申請者に対する処理状況の連絡等を実施することにより、その改善を図る。

労災診療費については、審査業務体制の充実を図り、一層的確な審査を実施するとともに、労災診療費算定基準の医療機関への周知徹底、誤請求の多い医療機関への指導等により、適正払いの徹底を図る。

費用徴収については、該当する可能性のある事案について、署から局への漏れのない報告及び局における進ちょく状況の組織的管理等により、適切な事務処理の一層の徹底を図る。

イ 脳、心臓疾患及び精神障害に係る労災請求事案については、認定基準等に基づく迅速・適正な事務処理を一層推進する。

また、これらの事案については、労災補償担当部署から監督・安全衛生担当部署への情報提供の徹底を図る。



東京都の特定（産業別）最低賃金が 2月18日から上げられました

1 東京都の特定（産業別）最低賃金は、設定されている6業種のうち3業種について、東京労働局長の決定により2月18日からそれぞれ次表の時間額に上げられました。

なお、改正が行われず、東京都最低賃金を下回ることとなった3業種については、最低賃金法に基づき、より高い金額である東京都最低賃金837円（平成23年10月1日改正）が適用されています。

●平成23年度 東京都の特定（産業別）最低賃金の改正内容

最低賃金の名称	時間額（引上額・引上率）	発効日
鉄鋼業	852円（6円・0.71%）	24. 2. 18
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	838円（6円・0.72%）	24. 2. 18
出版業	838円（11円・1.33%）	24. 2. 18

●平成23年度 改正しなかった東京都の特定（産業別）最低賃金

最低賃金の名称	時間額	発効日
業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	(829円) → 地 837円	地 23. 10. 1 (22. 12. 31)
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	(832円) → 地 837円	地 23. 10. 1 (22. 12. 31)
各種商品小売業	(792円) → 地 837円	地 23. 10. 1 (21. 12. 31)

※**地**とは東京都最低賃金（地域別最低賃金）が適用されることを表します。

2 上記の産業を含め都内の全使用者及び全労働者（派遣中のものを含む。）に適用される東京都最低賃金は、既に23年10月1日から時間額837円に改正されています。



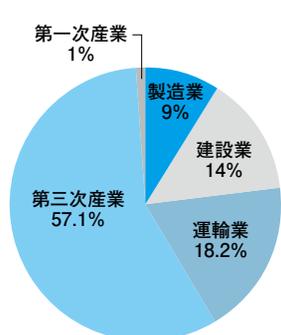
働く人、企業、家族の元気づくり～東京ゼロ災害運動

全業種共通編

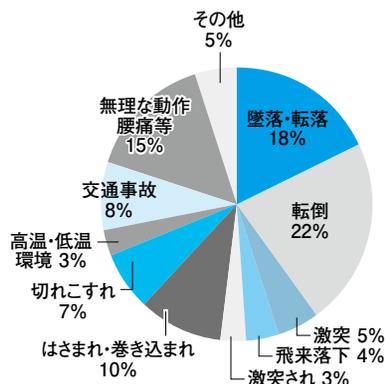
墜落・転落、転倒、腰痛災害をなくそう！

都内の労働災害の50%以上が休業1か月以上の重傷

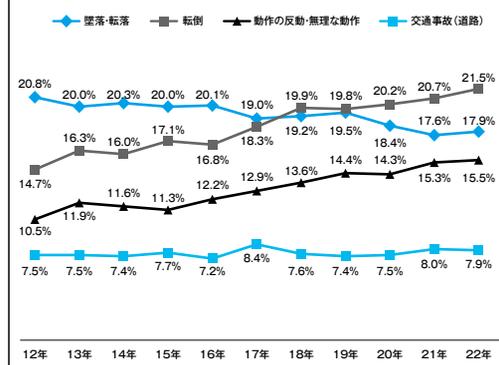
東京の労働災害(業種別)
休業4日以上9362件(H22年)



同(事故の型別)



死傷災害の主な事故の型別推移(全体に占める比率)



東京都内の労働災害は、長期的には減少傾向にあります。平成22年、23年と2年連続して休業4日以上死傷災害が前年を上回っています。

休業4日以上死傷者は毎年約9,000人以上に及び、このうち、50%以上が休業1か月以上の重傷、約70人の方が死亡となっています。

労働災害は、一瞬にして、働く人の生命あるいは身体・健康を損なうものであり、事業者は働く人々と協力して、災害の起きにくい職場環境を作っていく必要があります。災害の起きにくい職場環境は従業員ばかりでなく、出入りの取引業者やお客さま、次世代を担う若手労働者にも安全・安心をもたらす、職場や企業を活性化します。

墜落・転落・転倒・腰痛等による災害が死傷災害の55%を占めています。転倒といえど転倒場所によっては転落災害となるなど、重大な災害となる場合が少なくありません。また、働く人の高齢化に伴い、転倒災害は増加傾向にあります。

作業場所や、通路・階段に、墜落や転倒の原因となる危険箇所がないか、整理、整頓、清潔、清掃(4S)が保たれているかなど、皆で点検し、安全について話し合しましょう。



あんぜんプロジェクトは、働く人の安全に一生懸命に取り組む企業を応援しています！

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>

プロジェクト参加企業・事業場を募集しています。

「安全の見える化」応募改善事例、など。

労働安全衛生法の規定に基づく下記の6免許について 平成24年4月1日から 誰でも免許試験を受けられるようになります

高圧室内作業主任者免許試験

発破技士免許試験

ガス溶接作業主任者免許試験

林業架線作業主任者免許試験

二級ボイラー技士免許試験

ボイラー整備士免許試験

平成24年4月1日から、上記の6種類の免許試験における「実務経験を有する」などの受験資格要件が、免許交付要件に変更されます。

これにより、これらの免許試験は誰でも受けられるようになります。

◆このように変わります【例：高圧室内作業主任者免許】（他の5免許についても同様です）

	3月31日まで	4月1日から
受験資格	高圧室内業務に 2年以上従事	受験資格なし（誰でも受験できる）
免許交付要件	高圧室内作業主任者 免許試験に合格	高圧室内作業主任者免許試験に合格し、 高圧室内業務に2年以上従事

- 例えば、ボイラー実技講習を受講して 二級ボイラー技士免許の取得を目指す場合は、従来の
ボイラー実技講習修了 → 二級ボイラー技士免許試験合格 → 二級ボイラー技士免許交付
のほか、
二級ボイラー技士免許試験合格 → ボイラー実技講習修了 → 二級ボイラー技士免許交付
でも免許を取得できることとなります。

注意！

- ① 試験科目や、上記以外の免許についての受験資格・免許交付要件に変更はありません。
- ② 免許取得者の知識・技能の低下を招かないようにするため、免許取得までには、これまでと同じく、実務経験などが必要です。
- ③ 上記の6免許に関し、実務経験などを証明する書類については、平成24年4月1日以降、免許申請書（提出先：東京労働局免許証発行センター）に添付していただきます。なお、平成24年3月31日までに免許試験に合格した方が免許を申請する場合は、添付不要です。
- ④ 免許を必要とする業務に就くためには、これまでと同じく、免許試験合格ではなく、免許の交付を受けることが必要です。

従業員数が100人以下の事業主の皆さま

平成24年
7月1日
から

改正育児・介護休業法が 全面施行されます!!

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年、育児・介護休業法が改正されました。

平成24年7月1日より、従業員数が100人以下の事業主にも、これまで適用が猶予されていた以下の制度が適用になります。

全ての事業主について改正育児・介護休業法が義務化されることとなりますので、平成24年7月1日の全面施行に向け、規定整備等につきまして、お早めの準備をよろしくお願いいたします。

<適用猶予が解除される事項>

① 短時間勤務制度

制度の概要

- 事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる、短時間勤務制度を設けなければなりません。

② 所定外労働の制限

制度の概要

- 3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

③ 介護休暇

制度の概要

- 要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員は、事業主に申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。

「所定外労働の制限」、「介護休暇」は、あらかじめ制度が導入され、就業規則等に記載されるべきものであることに留意してください。

<問い合わせ先> 東京労働局雇用均等室 〒102-8305 千代田区九段南1-2-1
TEL 03-6893-1100 FAX 03-3512-1555

平成24年4月1日から、雇用保険率が改定されます

平成24年度労働保険年度更新の際には、お間違えのないようお願いいたします。
(労働保険年度更新の申告時期は、6月1日～7月10日です)

<改定前> (平成23年度確定保険料の計算に使用)

事業の種類	雇用保険率	内 訳	
		事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産、清酒製造の事業	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000



<改定後> (平成24年度概算保険料の計算に使用)

事業の種類	雇用保険率	内 訳	
		事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	13.5/1000	8.5/1000	5/1000
農林水産、清酒製造の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
建設の事業	16.5/1000	10.5/1000	6/1000

雇用保険適用関係窓口からのお知らせ

例年、従業員の採用および離職・転職の多い「4月から6月」においては、ハローワーク品川の雇用保険適用関係窓口も取扱件数が激増し、ご利用の皆さまには大変ご迷惑をお掛けしております。心よりお詫び申し上げます。

窓口混雑の緩和および待ち時間短縮を図るための取組みも実施しておりますが、今年も業務集中期間であるこの時期においては、長時間お待たせするなどのご不便をお掛けすることも予想されます。大量のお届け等は、事前にご相談いただくようお願いいたします。

ご利用の皆さまには大変恐縮ですが、迅速、適正な事務処理に努めて参りますので、ご理解、ご協力のほどをお願い申し上げます。

なお、ハローワーク品川は3月より、新庁舎で業務を行っております。ご来所の際はご注意ください。

***ハローワーク品川新庁舎：港区芝大門1-3-4 芝大門ビル**

最寄駅：JR浜松町駅徒歩6分、JR新橋駅徒歩10分

都営浅草線・大江戸線大門駅 A4出口徒歩4分

都営三田線 御成門駅 A3出口徒歩4分

※雇用保険適用課は5階になります。

窓口番号 51 適用係 事業所の雇用保険新規加入・各種変更手続き

窓口番号 52 得喪係 取得・喪失等被保険者各種届け出に関する手続き

ハローワーク品川 雇用保険適用課
電話 03-3433-8609(代)

最近の雇用失業情勢

○平成24年1月の雇用失業情勢のポイント（全国）

- ☆平成24年1月の完全失業率（季節調整値）は、4.6%と前月より0.1ポイント悪化。
- ☆完全失業者数（原数値）は291万人で、前年同月より19万人減の20カ月連続の減少。
- ☆前年同月と比べ就業者は35万人の減少、雇用者は18万人減少となっている。
- ☆平成24年1月の新規求人倍率（季節調整値）は1.20倍と前月より0.02ポイント改善。
- ☆平成24年1月の有効求人倍率（季節調整値）は0.73倍と前月より0.02ポイント改善。

内閣府の月例経済報告（平成24年2月）によると、景気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直している。雇用情勢は持ち直しの動きがみられるものの、依然として厳しい。労働力人口はおおむね横ばいの中、完全失業者数は増加し就業者数は減少した。雇用者数は横ばいで推移している。

先行きについては、各種政策効果などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される。ただし、欧州の政府債務危機が、金融資本市場に影響を及ぼしていること等により、海外景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクが存在する。

また、電力供給の制約や原子力災害の影響・デフレの影響や雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることに注意が必要であるとしている。

項目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
20年度	1.08	1.58	4.28	0.77	1.12	3.19	132,204	178,158
21年度	0.79	1.02	2.66	0.45	0.60	1.61	139,964	186,500
22年度	0.93	1.19	3.67	0.56	0.69	2.10	147,335	196,787
24年1月	1.20	1.57	5.04	0.73	0.96	2.99	124,371	166,460

- 注意) 1. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値です。《23年4月～24年1月》
 2. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイマーを含んだ数値です。

※窓口からの求人・求職状況

都内の求人・求職の動きを見ると、新規求人数（原数値）は94,813人で前年同月比7.9%増と23カ月連続で前年同月を上回った。また、月間有効求人数（原数値）は235,286人で前年同月比16.5%増と、21カ月連続で前年同月を上回った。

一方、新規求職申込件数（原数値）は55,820件で前年同月比11.3%減と5カ月連続で前年同月を下回った。

また、月間有効求職者数（原数値）は224,916人で前年同月比10.2%の減少と、17カ月連続で前年同月を下回った。

就職件数は11,126件で前年同月比0.4%増と減少に転じた。一般、パート別の状況を見ると、一般は6,640件で前年同月比2.5%増と7カ月連続で前年同月を上回った。パートは4,486件で前年同月比4.3%減と、2カ月連続で前年同月を下回った。

東京の企業倒産状況（株東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数は、226件（前年同月比2.6%減）。業種別件数ではサービス業（46件）、卸売業（41件）、次いで建設業・製造業の順となった。

☆ハローワーク品川では、労働市場情報・求人・求職・賃金情報等を提供しております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官

コラム

大塚弓子 著

『ミラクルガール』

(無明舎出版)



いのち・シリーズ 59

著者は昭和53（1978）年秋田市に生まれ、そこで高校時代まで過ごす。高校3年の9月、甲状腺ガンを告げられて手術。体育大学への進学を断念。各種の受験に失敗して仙台の予備校で1浪。定期検査などは並行して行う。郡山の理学療法士の学校に入ったものの、違和感を抱いたのと、不安な精神状態に陥り退学。

母から薦められて鍼灸治療をくり返すうちに、自分の体の声を聞けるようになってきた。東洋医学も立派な医学なんだと考えるようになった。何度か失敗したものの、仙台の鍼灸柔整専門学校（3年制）に入学する。23歳であった。

あん摩さんというイメージとは違い、1年生から解剖学、生理学など西洋医学を学び、東洋医学の基礎も学習させられた。その後、国家試験に合格すれば鍼師・灸師・あん摩マッサージ指圧師を名乗ることができる。

しかし2年生の夏に妹が病気入院した。人手が足りなくなって自営業を営む実家で、朝から夜まで仕事をし、冬休み明け直後に父が心筋梗塞で倒れ入院し手術。術後に大腿動脈瘤ができていたことが発見されたためさらに手術。今度も仕事をしながら祖母の介護も加わる。

それでもなんとか3年生に進級できたが、夏休みには成績不良者だけに与えられた大量の課題があった。国家試験前の睡眠時間は1日3時間程度であった。

そのうち足のむくみに気がつく。インターネットで検索して、「リンパ浮腫」にたどりつく。懸命に学習するにつれ、『私、リンパ浮腫を治療する側の人になりたい！がんの患者という経験もいかせて、マッサージ師の資格もいかせる！（略）人の心も身体も癒せる』と確信する。

国家試験が終わった直後風邪で発熱した。解熱剤で一時的に熱は下がるものの、また上が

ってしまう。結果的には膿炎であった。そのうえに帯状疱疹までが出る。1週間の間に、これだけの症状が出るのはおかしい、あまりにも免疫が下がりすぎている。

軽快して、定期的な検診のため秋田の病院に行く。各種の検査を受けた。

仙台に帰り卒業式と謝恩会が終る。

その翌日、秋田の主治医から電話がある。再発だと告げられて秋田へ。リンパ節への転移である。T大へセカンドオピニオンに行きたいと言うと、快くOKしてくれた。

やがて国家試験合格の報せがあった。

4月に入りT大乳腺内分泌科で診断を受ける。その回答を持って再度主治医に行く。2人で話し合い転移部分の摘出と決め、4月19日に手術を受けた。

結果は良好であったが、顔にむくみが出た。自分で鎖骨のリンパ節に向けて優しくなでる。次の日には、むくみはとれていた。リンパドレナージに魅せられることとなるのであった。

退院して2日後に鍼師・灸師・あん摩マッサージ師の免許が届いた。17歳で医療の道をと考えてきたが、やっとスタートラインに立てた。

アルバイトをしながら費用を蓄え、翌年5月から、日本リンパドレナージ協会認定のセラピスト資格を取得すべく、東京で毎週土・日の2日間行われるリンパ浮腫セラピストの講習に3か月通う。合格するが、さらに最上級の資格を目指して、その目的を果たす。

平成19年から宮城県の石巻赤十字病院リンパ浮腫外来に勤務。翌年から秋田市の総合病院でリンパ浮腫相談事業勤務をも兼ねる。

ガン患者と向き合っている毎日のなかで、これまで隠すようにしていた自分もまたガン患者であることを公表して、『わずか30年しか生きてこなかったけど、ちゃんと生きた証拠を残したいという強烈な思い』と、一人でもよい、苦しんでいる人を救うことができると考えて本書を書いたと著者は言う。さらに、自分は多くの奇蹟に囲まれて生きている。毎日、小さな奇蹟を起こしながら今日も元気に生きていくと言う。

それが本書のタイトルになっている。

藤枝 丞（藤枝事務所主宰）

労働インフォメーション

「改正労働者派遣法」が成立しました

平成22年4月に国会提出されて以来審議が続けられていた労働者派遣法の改正法案が、3月28日参議院本会議で議決され成立しました。今回の改正のポイントは、①契約期間30日以内の短期の派遣の原則禁止、②違法派遣の場合に、派遣先が派遣労働者に対し直接労働契約を申し込んだとみなす制度の導入、③派遣会社に対する派遣料金と派遣労働者の賃金の差額の比率（マージン率）の公開の義務付けなどです。また、当初の原案に盛り込まれていた「登録型派遣・製造業派遣の原則禁止」については修正削除され、今後の検討事項とされました。詳しくは以下をご覧ください。

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/180/meisai/m18003174060.htm>

「労働契約法」改正案が国会に提出されました

平成23年12月26日付けの労働政策審議会の答申「有期労働契約の在り方について」に基づく「労働契約法の一部を改正する法律案」が、3月23日に国会に提出されました。本改正案のポイントは、①有期労働契約の、期間の定めのない労働契約への転換の仕組み（有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合、労働者の申し込みにより無期労働契約に転換させる）の導入、②無期労働契約と実質的に変わらない有期労働契約等について、雇止め法理（判例法理）を法定化すること、③期間の定めがあることによる不合理な労働条件を禁止することなどです。詳しくは以下をご覧ください。

<http://wwwhaisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=173741>

「高齢者雇用安定法」改正案が国会に提出されました

①労使協定で定める基準により継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みを廃止すること、②継続雇用制度の対象者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大すること、③高齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表する制度を設けることなどを柱とする「高齢者の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案」が、3月9日に国会に提出されました。詳しくは以下をご覧ください。

<http://wwwhaisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=173741>

「有機溶剤中毒予防規則」等が改正されます

①有機溶剤等の有害物質を取り扱う業務について、局所排気装置の設置以外での措置を可能とすること、②作業環境測定の評価結果等を労働者へ周知することなどを内容とする「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令案要綱」が、3月27日労働政策審議会から答申されました。4月上旬公布、7月上旬施行の予定です。詳しくは以下をご覧ください。

<http://wwwhaisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=173807>

「望ましい働き方ビジョン」が公表されました

「社会保障・税一体改革」などに基づき、非正規雇用問題に取り組むための指針を策定するために開催されていた厚生労働省の「非正規雇用のビジョンに関する懇談会」（座長：樋口美雄慶応大学商学部教授）は、3月27日「望ましい働き方ビジョン」を取りまとめ公表し、今後の非正規雇用問題に関する施策の方向性を

提示しました。詳しくは以下をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000025zr0.html>

「多様な形態による正社員に関する研究会報告書」がとりまとめられました

正社員と同様に無期労働契約でありながら職種・勤務地・労働時間等が限定的な「多様な形態による正社員」については、上記の「望ましい働き方ビジョン」でも注目されていますが、その導入や活用について取りまとめを行った「多様な形態による正社員に関する研究会報告書」（同研究会（座長：佐藤博樹東大大学院教授））が出されました。詳しくは以下をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000260c2.html>

「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」が公表されました

暴言や仲間外しといった「職場のパワーハラスメント」に関する労働局への相談が増加していますが、こうした行為は社員のメンタルヘルスを悪化させ、職場全体の士気や生産性を低下させるといわれています。厚生労働省の「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」（座長：堀田力さわやか福祉財団理事長）は、3月15日「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を取りまとめました。詳しくは以下をご覧ください。

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=173393>

「石綿による疾病の労災認定基準」が改正されました

厚生労働省では、3月29日付けで「石綿による疾病の労災認定基準」を改正し、労働基準局長から都道府県労働局長あて通知しました。詳細は以下をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000026n7b.html>

“労働者全体の能力を高めること”を重視する企業が増加しました

厚生労働省では、平成23年度「能力開発基本調査」の結果をとりまとめ公表しました。その結果によりますと、教育訓練の対象範囲として「選抜した労働者」より「労働者全体」を重視する企業の割合が高まっています。詳細は以下をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000026dk1.html>

障害者の雇用状況に改善が見られない企業名が公表されました

厚生労働省は3月30日、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、繰り返し指導にもかかわらず障害者の雇用状況に改善が見られない企業名3社を公表しました。詳しくは以下をご覧ください。

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=173979>

“中堅・中小企業の経営者のための女性社員の戦力化”のマニュアルが公表されました

厚生労働省は、委託事業で作成した「ポジティブ・アクション実践的導入マニュアル ～中堅・中小企業の経営者のための女性社員の戦力化～」をホームページに掲載しました。女性社員の戦力化について、効果的な進め方、課題、解決策などが解説されています。詳しくは以下をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/koyoukintou/2012/02/15-01.html>

4月1日から当会は「一般社団法人」へ移行しました

当協会では、公益法人改革に伴い一般社団法人への移行について手続きを進めてまいりましたが、本年1月20日に正式に東京都知事あて認可申請を行い、3月22日には認可を受け、4月1日付けで登記を完了しました。これにより、4月1日から当会の名称は

「一般社団法人 三田労働基準協会」

となりました。活動の内容などには大きな変更はなく、引き続き労働関係の講習会や情報提供・労働相談など、会員と地域の皆様のお役に立つ事業の実施に努めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。新定款などについては、総会の後、配布させていただきます。

平成24年度定期総会開催のご案内

平成24年度（第64回）定期総会を下記により開催いたします。別途ご案内を差し上げますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。

日 時／平成24年5月25日（金） 午後4時～5時

会 場／東京プリンスホテル 港区芝公園3-3-1 電話03-3432-1111

また、総会終了後、三田労働基準監督署の幹部職員の皆様などご来賓をお迎えして、恒例の懇親会（会費10,000円）を開催いたしますので、併せてご参加下さいますようお願いいたします。

24年度会費納入のお願いの通知発送時期の変更について

会費の納入につきましては、例年4月下旬にお振込のお願いの文書を発送させていただいておりますが、今回上記のように法人の名称の変更がありました関係で、各銀行の口座名義変更手続きや、ゆうちょ銀行の郵便振替用紙の承認手続きなどに時間を要するため、本年度に限り会費納入お願いの通知の発送時期を、5月中ごろに変更させていただきますのでよろしくお願いいたします。

「定期健康診断のご案内」について

例年6月に実施しております定期健康診断・特殊健康診断につきまして、本年は6月11日（月）を予定しておりますが、文書は、4月下旬に発送予定の講習会等のご案内、及び、5月中ごろ発送予定の会費納入のお願い通知に同封させていただきますので、よろしくお願いいたします。なお、協会ホームページには既に掲載しておりますのでご覧ください。また、受診者が20名以上になれば、健診機関と相談のうえ別途巡回健診をすることも可能とのことですので、ぜひご利用下さい。

「精神障害の労災認定基準」説明会の追加開催と、ご注意について

3月号に特集として掲載しました「心理的負荷による精神障害の労災認定基準」については、4月25日（水）開催予定の「労災保険実務講習会（第1回）」で三田労働基準監督署の労災担当官から解説していただくこととしておりますが、約1月前の段階で満員となりました。このため、三田労働基準監督署のご好意で6月11日（月）に第2回講習会を追加開催させていただくこととなりました。近くご案内を発送させていただきますが、第2回も多数の参加希望が予想され、第1回に参加申込された事業場の参加はご遠慮いただくことになると思われますので、**第1回に申込みの皆様は4月25日にお聞きのがしのないようにご注意下さい。**

労働保険料の納付手続き完了のご報告

労働保険事務組合へ委託されている皆様方からお預かりした、平成22年度確定、平成23年度概算労働保険料ならびに一般拠出金は、政府への納付手続きが完了しましたので、ご報告いたします。

～新入会員のご紹介～

3月にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いいたします。

入会日	事業場名	所在地	電話	業種
3月22日	ブリヂストンスポーツ(株)	港区浜松町2-4-1	03-5425-8622	スポーツ用品 製造・仕入れ・販売
3月29日	(株)インフィニトラベルインフォメーション	港区赤坂4-2-6	03-6229-8500	情報サービス

～三田労働基準監督署人事異動～

4月2日付けで人事異動があり、次の幹部の方々が着任されました。

職名	氏名	職名	氏名
次長（統括）	中尾 剛	第4方面主任監督官	森 健一郎
次長（労災）	渡辺 和子	安全衛生課長	田村 三雄
第1方面主任監督官	柴田 昌志	業務課長	大橋 悟
第2方面主任監督官	大久保 純子	労災第1課長	大塚 大志

みなとみた 平成24年4月号 平成24年4月15日発行(年6回発行) 第16巻第3号通巻第91号

【編集発行】一般社団法人 三田労働基準協会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5三田労働基準協会ビル
TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692
URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

【編集協力】労働調査会

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5調査会ビル
TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

一般社団法人三田労働基準協会ご入会のおすすめ

当協会は、次の主要事業を行っております。当協会の趣旨にご賛同いただきご入会されますようおすすめいたします。

- ①労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法などの関係法令をはじめ、パート労働・賃金・退職金制度などに関する講習会、研究会、説明会の開催
- ②安全衛生関係表彰式、港区中小企業優良従業員表彰の推薦
- ③労働相談、労働基準法・労働者災害補償保険法・雇用保険法などにもとづく諸手続きの指導・援助
- ④労働保険事務組合の事業-中小規模事業場会員のための労働保険事務の受託
- ⑤定期健康診断・職場環境測定・安全衛生ポスター及び労働関係図書の斡旋、産業安全衛生大会への参加、その他会報の発行など

会 費	従業員	会費(年額)	従業員	会費(年額)
	1,000名以上	50,000円	31名～50名	11,000円
	501名～999名	39,000円	21名～30名	10,000円
	301名～500名	26,000円	11名～20名	8,000円
	101名～300名	17,000円	6名～10名	7,000円
	51名～100名	12,000円	1名～5名	6,000円

加入申し込み手続き

下欄の「入会申込書」に所定事項をご記入のうえ協会まで FAX でお送り下さい。後日、会費納入等についてお知らせいたします。

申 込 先

一般社団法人 三田労働基準協会

〒108-0014 港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル ☎ 3451-0901 FAX 3451-7692

入会申込書

平成 年 月 日

一般社団法人 三田労働基準協会 殿

(FAX 3451-7692)

事業場の名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

貴会の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

所在地	〒
	電話 () FAX ()
資本金	
担当者職氏名	
業種	
従業員数	合計 名(男 名 女 名) 注：管轄下にある支店、営業所等の人数を含めて記載下さい

※お願い 入会申込書を FAX される際は、このページ全体をコピーの上ご送信下さい。